

FAXで送信してください。088-684-5587番(24時間自動受信)  
Eメール 111@kem.biglobe.ne.jp添付ファイル送信可です  
印刷してご利用ください。



行政書士コスモス法務・会計事務所

ご相談受付票	
(許認可申請手続相談・権利義務契約などの法務相談などの相談業務 1時間当たり 5000 円の報酬を請求させていただきます)。ご協力よろしくお願い申し上げます(初回1回は無料)。	
平成 年 月 日 曜日	場所
ご氏名 法人名(会社名)	生年月日 年 月 日 設立年月日 年 月 日
〒 住所 法人住所(会社)	
本籍地	
携帯電話	FAX番号
電話番号 会社電話番号	PCE メール @ 携帯Eメール可
相談内容(具体的に記載 許認可手続 風俗許可 自動車関係 土地関係 外国人入管手続 ) 内容証明( )交通事故 離婚 遺言 相続 警察告訴告発 その他等	
いつ 昭和・平成 年 月 日 午前 午後 時 分頃	
どこで(場所)	都道府県 区・郡・市 町 字 番地
誰(相手方) 氏名 〒 住所 県	年齢 歳 生年月日 年 月 日生 区・郡・市 町 番地
具体的内容 請求金額等 何がどうしてどうなったのか・どうしたいのか	
行政書士法抜粋(昭和 26 年 2 月 22 日法律第 4 号) 第 1 条の 2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする(聴聞・弁明代理業務追加される)。 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。 第 1 条の 3 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 1. 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。 2. 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 3. 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。 (秘密を守る義務) 第 12 条行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなった後もまた同様とする。 第 22 条 第 12 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	